

港区保健福祉相談記録システム構築業務委託事業候補者選考方針

1 基本的事項

港区保健福祉相談記録システム構築業務委託事業候補者は、相談記録システム構築業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区保健福祉相談記録システム構築業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、本業務委託の事業候補者及び次点者を選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度で決定します。

第一次審査結果は、令和3年2月12日（金）までに、提案書を提出した全ての事業者にも文書で通知します。

複数の提案を行った事業者は、評価点の高い提案による審査を行い、結果を通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明15分、質疑15分程度）。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査の際は、参加申込書で記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（複数人いる場合はうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者にも別途通知します。

ア 実施日時

令和3年2月25日（木）午前10時から

イ 実施場所

港区役所 911-912 会議室

ウ 結果通知

令和3年3月5日（金）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

(3) 選考の目安

原則として、選考の目安（最低ライン）は第一次及び二次審査それぞれの満点の60%とします。

	選考の目安 (最低ライン)	備考
第一次審査	満点の60%	得点率を算出する際の「満点」の考え方については、地域貢献活動項目の加点を除いた部分とします。
第二次審査	満点の60%	一次審査における書類審査だけではなく、二次審査におけるヒアリングにおいても一定の水準に達する必要があるため、二次審査においても選考の目安を定めます。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
提案事項	提案要求仕様書のとおり
価格評価	(各社提案価格の平均額/当該提案価格) × 配点(点) × 0.5

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
全体の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の提案要求仕様書の趣旨を理解し、将来性を考慮した有効性のある内容となっているか。 ・ 提案は雛形的な内容ではなく、区の特性或システム環境などを踏まえた内容となっているか。
説明内容の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明にあいまいな内容がなく、適切かつ明確な用語・表現で根拠を示しているなど、信頼性がある内容か。 ・ 課題の先延ばしや不確実性を含む説明がないか。また、不確実性を含む場合は、その根拠が示されており、妥当な内容となっているか。
提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトのパートナー（社、担当者）としてプロジェクトを遂行できる能力を有するか ・ 提案書のシステム構成に矛盾はなく、無理がなく実現可能な構成になっているか
取り組み姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問に対し積極的かつ意欲的に対応しているか。 ・ 委員からの質問の意図を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。

4 区内事業者の優遇について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格（入札参加資格登録の資格を除く）に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 参加表明書兼参加資格審査申請書
- (3) 共同事業体協定書兼委任状
- (4) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

（共同事業体構成事業者のうち、競争入札参加資格登録業者以外の者は、以下の書類を提出する。）

- ① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 財務諸表（最新の事業年度のもの）
- ④ 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）
- ⑤ 許可等の証明書（写）
- ⑥ 区内事業者認定通知（認定を受けている事業者のみ）

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・ 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

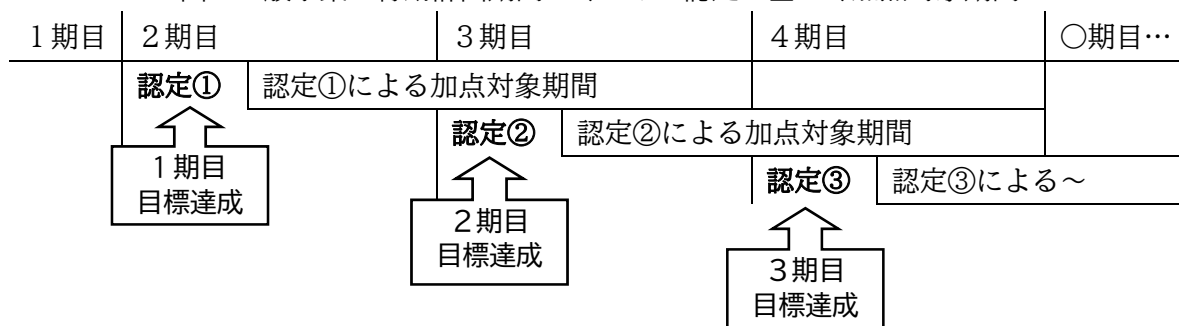
5 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。共同事業体の場合は、代表事業者が該当する場合に提出してください。

○ 評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



6 障害者雇用の評価について

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。共同事業体の場合は、代表事業者が該当する場合に提出してください。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○ 評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

7 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。共同事業体の場合は、代表事業者が該当する場合に提出してください。

8 災害協定活動に対する評価について

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。共同事業体の場合は、代表事業者が該当する場合に提出してください。

9 募集方法および審査方法

(1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。

(2) 令和2年12月21日(月)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。

(3) 令和3年1月8日(金)午後5時をプロポーザル参加表明書、令和3年1月25日(月)午後5時を提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数の際は、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、提出された提案内容についての説明を受けた後、本業務目的の理解度、実現性及び意欲等について総合的に評価を行い、契約交渉権の順位を決定します。

10 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査および第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

11 その他

会議録の作成は、「港区プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき作成します。